

富山・須田藤の木遺跡

- 1 所在地 富山県高岡市五十里
- 2 調査期間 一九九九年(平11)七月～一〇月
- 3 発掘機関 高岡市教育委員会
- 4 調査担当者 根津明義
- 5 遺跡の種類 官衙跡(荘園カ)
- 6 遺跡の年代 八世紀中頃～一〇世紀中頃
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

この遺跡は、金田章裕氏らが残存地割や水脈の検討などにより、



(石動・富山)

東大寺領須加荘に比定している地域にあたる(金田章裕『古代荘園図と景観』東京大学出版会 一九九八年)。
今回の調査区では、掘立柱建物五棟や畝状遺構、そしてやや東方へと下降する湿地帯などを確認した。
これらのうち、畝状遺構

は八世紀中頃から後半に、建物についてはそれ以降から一〇世紀までの存続を想定できる。

建物はすべて同一場所でも重複しており、常時一棟のみが存続していたと思われる。五棟のうちの二棟は北側と東側の二面に底をもつことから、公的な性格を持っていたとも思われ、また建物が長期間存続している点から、近辺により中心的な施設が存在した可能性も考えられる。

また、東方へと下降する湿地帯、特に調査区東端付近からは多量の矢板が検出され、この東方には給排水施設の存在したことが想定された。さらに、建物などの立地する地域と湿地帯との接点とは溝によって画され、また明確な段差があることから、湿地帯は水田であった可能性も考えられる。

仮に金田説にしたがえば、今回の調査区は須加荘の北部に比定されるが、奈良時代の須加荘の絵図(天平宝字三年「七五九」越中国射水郡須加開田地図・神護景雲元年「七六七」越中国射水郡須加村墾田地図)によれば、今回の調査区周辺は「田」がひろがり、調査区から少々東の地点に南北方向の溝が存在したことが記されている。今回検出された当調査区の状況は、この景観と照合する可能性があり、その比定地論に一石を投ずるものとなりえよう。

遺物は、八世紀中頃から一〇世紀中頃までのものを検出した。内容は多岐にわたるが、「道」「宗人」「小□家」「吉」「宅」といった

墨書土器のほか、転用硯や水滴といった文具、八世紀中頃の暗文土器、さらには八世紀後葉のものとみられる装飾大刀の銅製山形金具なども出土しており、全体としては官衙的な内容を呈しつつ、中央との交流を色濃く示す遺物も含まれている。総じて、当遺跡は官衙遺跡であると言えるが、より具体的な性格については未だ確定できる状況ではないと思われる。しかし、今回の調査成果をみる限りは、金田説にとって有利な要素が追加されたものと考えている。

8 木簡の釈文・内容

(1) 右依□□給事

□□□□□□

〔前カ〕

(214)×(48)×5 081

(2) ・く布師郷戸主丈マ□□□□□□

〔宗カ〕

・く 十月十日

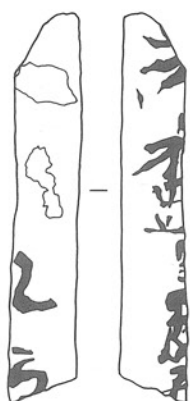
(163)×(27)×4 039

(3) ・ □□□□□□

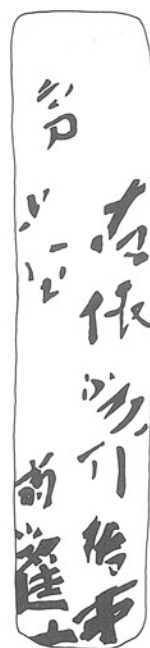
〔万カ〕

乙□□

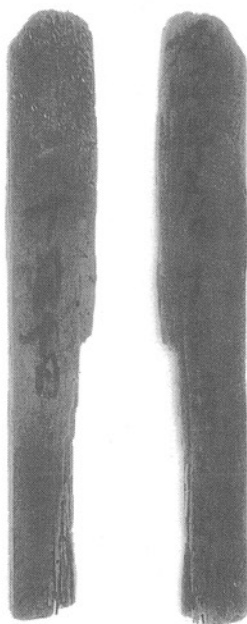
(75)×(12)×1 081



(3)



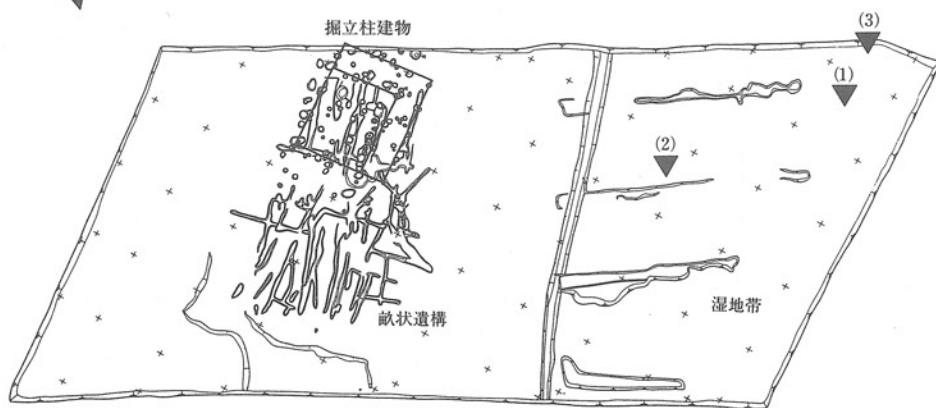
(1)



(2)



(2)



遺構図 (S=1/500、▼は木簡出土地点)

(1)は、使用後に別の部材などに転用されたものとみられ、上下左右を欠損している。文字は片面にのみ残存しているが、その釈文や規格から、本来は地方木簡にみられる大型の文書木簡であったと思われる。

(2)は、上下と左側面を欠損するが、上端には切り込みが残存することから、文字は郷名から書き出されたものと判断される。「布師郷」とは従来、『和名類聚抄』によってのみ存在が知られていた郷名で、越中国射水郡の郷である。型式・記載内容から見て、本木簡は莊園や郡衙などへ税物とともに運ばれてきた荷札木簡であったと解することもできる。この遺跡の性格を考える上でも、いかなる税物が運び込まれているのかは、重要な論点となるだろう。

(3)は、上下左右を欠損する。文字は赤外線投影によって両面に確認されたが、厚さ1mmと非常に薄いことから、書いては削って、何度も使用した可能性がある。墨痕には濃淡があり、削り残りの墨付が混在しているとも考えられる。裏面には人名らしき記載がみとめられた。

(根津明義)